

# タクシー業務適正化特別措置法（「タク特法」）（昭和45年法律第75号）の概要

## タクシー業務適正化特別措置法の目的

タクシー業務について、輸送の安全及び利用者利便の確保を図るため、地域ごとにタクシー運転者の登録制度等を実施（タクシー運転者登録を受けた者以外の乗務を禁止）

※H25年の臨時国会で議員立法により改正（平成27年10月1日施行）

全  
国

- ◆ 原則として47都道府県（単位地域）
- ◆ 登録の要件：第二種運転免許の保有、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（法令・安全・接遇・地理）の修了 等

改正前	改正後
— (登録なし)	登録制 (講習) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理 (試験) —

指  
定  
地  
域

- ◆ 13地域：札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡
- ◆ 単位地域のうち、政令指定都市等の流し地域
- ◆ 登録の要件：第二種運転免許の保有、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（法令・安全・接遇・地理）の修了、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（法令・安全・接遇・地理）の合格 等

改正前		改正後	
登録制	登録制	登録制	登録制
(講習) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理	(試験) —	(講習) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理	(試験) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理

特  
定  
指  
定  
地  
域

- ◆ 3地域：東京・横浜・大阪
- ◆ 指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域
- ◆ 登録の要件：指定地域と同様

改正前		改正後	
登録制	登録制	登録制	登録制
(講習) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理	(試験) ・地理	(講習) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理	(試験) ・法令 ・安全 ・接遇 ・地理

- ◆ 特定指定地域においては、適正化事業実施機関としてタクシーセンターを指定し、以下の措置を実施

道路運送法等に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務（街頭指導、巡回指導等）



タクシー運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修業務（新規講習、命令講習等）



タクシー乗場その他利用者のための共同施設の設置・運営業務



タクシー事業の適正化を図るためのタクシー乗場の指定及び乗車禁止の地区及び時間の指定



# タクシー運転者登録に関する一連の手続き

## 特定指定地域及び指定地域

認定講習の受講・修了

講習受講



講習修了

(講習実施機関)

試験の受講・合格

試験受験



試験合格

(試験代行機関)

- ◆ 特定指定地域・・・東京、横浜、大阪
- ◆ 指定地域・・・札幌、仙台、さいたま、千葉、名古屋、京都、兵庫、広島、北九州、福岡

### 講習内容

法令

安全

接遇

地理

### 試験内容

法令

安全

接遇

地理

運転者

## 上記以外の単位地域

認定講習の受講・修了

講習受講



効果測定



講習修了

(講習実施機関)

講習修了証、  
試験合格証を添付

登録申請

運転者登録

(登録実施機関)

講習修了証  
を添付

## 運転者証交付



## 登録の内容

- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・運転者の氏名
- ・運転者の生年月日
- ・運転者の住所
- ・運転免許証の番号
- ・第二種運転免許の種類
- ・運転免許の有効期限
- ・事業者名 等

# タクシー登録運転者等に対する行政処分

## 概要

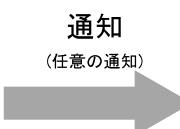
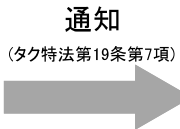
### 登録の取消及び再登録禁止期間の決定

- ◆ 登録運転者が乗車拒否等の法令違反を行った場合、登録の取消し及び再登録禁止期間の決定。(タク特法第9条)  
→再登録禁止期間中は、タクシー運転者としての乗務はできない。

### 講習の受講命令

- ◆ 登録の取消しには至らない違反行為を繰り返した登録運転者に対し、輸送の安全及び利用者利便の確保に関する一定の講習を受けさせるよう、当該登録運転者を雇用するタクシー事業者に命令。(タク特法第18条の2)

・下記の事務はタク特法の規定に基づきタクシーセンター等が実施



**登録実施機関** (タク特法第19条第1項の規定に基づき登録事務等を行う機関)

- ◆ 登録の消除 (タク特法第10条第1項)
- ◆ タクシー事業者への通知 (タク特法第10条第3項)
- ◆ 運転者証の返納の受理 (タク特法第16条第1項)

**認定講習実施機関** (タク特法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2の規定に基づき講習の認定を受けた機関)

- ◆ 不適当な行為の内容に対応した科目を重点的に講習  
(例) 接客不良→接遇講習

## 行政処分等の基準

(カッコ内は初違反時の日数等。再違反時の取消日数・点数は2倍)

### 重大な法令違反

**10日～2年の登録取消し**

#### 主な法令違反類型

- ・重大事故(不注意による死亡事故)(1年)
- ・道路交通法の悪質違反(酒酔い運転等)(2年)
- ・不当運賃收受(20日)
- ・軽犯罪法(悪質な客引き等)違反(20日)
- ・運送引受義務違反(30日)
- ・傷害、暴行、脅迫等(1年)
- ・殺人、強盗等(2年)

### 軽微な法令違反

**警告及び点数付与(1～4点)**

#### 主な法令違反類型

- ・駐停車禁止違反(1点)
- ・最高速度違反(30km/h未満)(2点)
- ・扉の不適切な操作による軽傷事故(2点)
- ・重傷事故(治療30日以上+入院、運転者の不注意によらないもの)(2点)
- ・大幅な最高速度違反(30～50km/h)(3点)
- ・重傷事故(治療30日以上+入院、運転者の不注意によるもの)(3点)
- ・大幅な最高速度違反(50km/h以上)(4点)
- ・死亡事故(運転者の不注意によらないもの)(4点)

点数が3年間のうちに7点以上になると講習の受講命令を发出(点数はいったんクリア)  
命令後、再度7点以上になると、10日間の登録取消処分

# 「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」概要 (平成28年4月1日)

## I. 現状と課題

タクシー事業においては依然として厳しい経営状況が見られるが、この状況が継続・悪化すれば、輸送サービスの停滞を通じて経済活動・国民生活に支障を及ぼす可能性があり、これを未然に防ぐことは急務。

事業の経営基盤の強化・安定的な輸送手段の確保を図るためには、人口減少や高齢化、訪日外国人の急増、IT技術の発達といった環境の変化を踏まえつつ、地域の特性・利用者ニーズに即したサービスを提供する等により、従来の事業を革新する必要。

これを踏まえ、平成27年1月に国土交通省自動車局に設置した「新しいタクシーのあり方検討会」においてタクシー事業を巡る諸課題及び今後のタクシーのあり方について議論を重ね、今後の取組をとりまとめた。

## II. タクシー革新に向けた取組

### 1. 生産性の向上

- (1) 効率的な供給
- (2) 収益の拡大
- (3) 人材の確保・育成

### 2. サービスの向上

- (1) 高度化
- (2) 国際化
- (3) 多様化

### 3. 安全・安心の向上

- (1) 適切な評価・監査等による悪質事業者／運転者の排除
- (2) 地域の安心の確保

## III. 適正化・活性化の着実な推進

**タクシー特措法  
フォローアップ**  
毎年度8月目途に公表

- 適正化：実働実車率、賃金（労働分配率、時間あたり支給額）、運転者負担、平均車齢等の改善度
- 活性化：バリアフリー、観光客、外国語、スマホ配車、クレジットカード・電子マネー決済等
- 評価制度の創設：労働環境の改善やサービスの向上に係る取組が顕著な地域・事業者を表彰

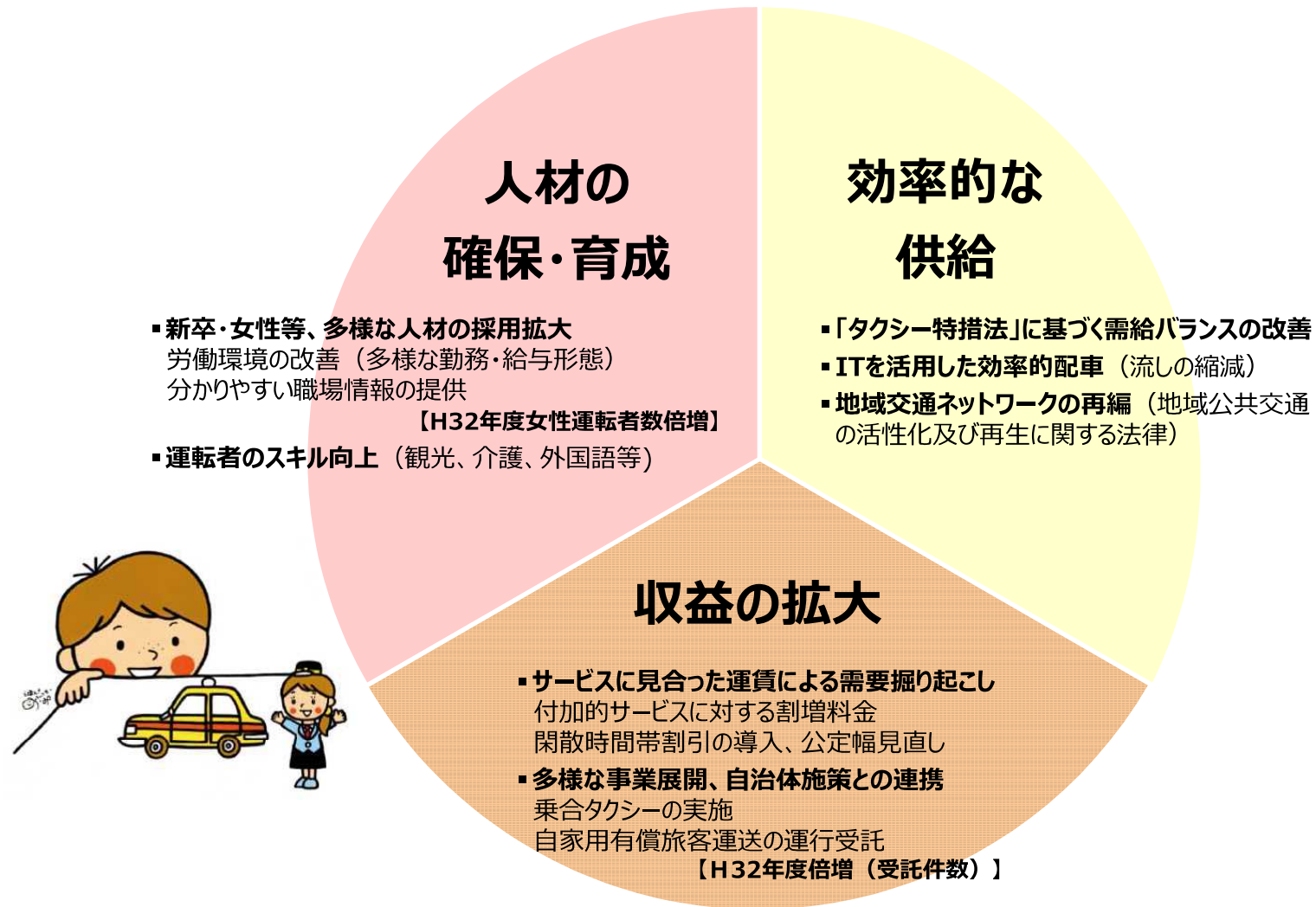
「新しいタクシーのあり方検討会」委員 (敬称略、順不同)

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授【座長】  
太田 和博 専修大学商学部教授  
鎌田 耕一 東洋大学法学部教授  
水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授  
河野 康子 (一社)全国消費者団体連絡会事務局長  
宇佐川 邦子 (株)リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンターセンター長  
楓 千里 (株)JTBパブリッシング 取締役 ノジュール事業担当

栗原 博 日本商工会議所 流通・地域振興部長  
児玉 平生 毎日新聞世論調査室委員  
佐々木 達也 読売新聞東京本社編集委員兼調査研究本部主任研究員  
富田 昌孝 (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会会長  
木村 忠義 (一社)全国個人タクシー協会会長  
川鍋 一朗 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会会長  
田中 敬子 すばる交通(株)取締役副社長

今村 天次 全国自動車交通労働組合総連合会書記長  
手水 辰也 全国交通運輸労働組合総連合ハイタク部会事務局長  
松永 次央 全国自動車交通労働組合連合会書記長  
藤井 直樹 自動車局長 (田端 浩 自動車局長)  
持永 秀毅 大臣官房審議官 (若林陽介 大臣官房審議官)  
鶴田 浩久 自動車局旅客課長 (寺田吉道 自動車局旅客課長)

# 1. 「生産性の向上」



## 2. 「サービスの向上」

### 高度化



- 配車から目的地到着までスマートなサービス提供  
利用者によるタクシー選択・評価  
運賃・時間予測、キャッシュレス決済、Wi-fi対応等
- バリアフリー化（UDタクシー車両）  
【H32年東京で25%、H42年全国で50%】



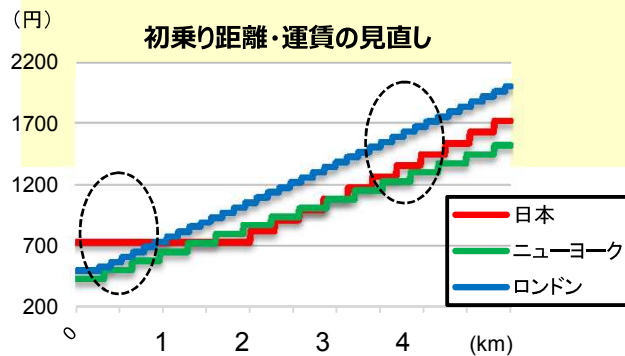
NV200（日産）



JapanTAXI（トヨタ）2017年秋以降

### 国際化

- 外国語対応の強化  
【H32年度東京で外国語研修受講者数倍増、  
多言語翻訳機25%】
- 日本のタクシー運賃の割高感解消  
【H29年度東京23区で  
初乗り運賃の短縮・引き下げを実施】



外国語対応タクシー

### 多様化

- 観光客・富裕層向けサービスの充実  
自治体、観光関係団体、商工会議所等との連携  
個人向けハイヤーサービス(プライベートリムジン)  
【H32年プライベートリムジンを全国で導入】
- 妊婦・子ども向けサービス



ハイヤーサービス

### 3. 「安全・安心の向上」

#### 適切な評価・監査等 による悪質事業者・ 運転者の排除

- 監査機能の強化（旅客自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導、当局との連携）
- 事業者評価制度の実施
- 運転者登録制度の拡大

#### 地域の安心の確保

- 自治体や警察等、関係者との密接な連携  
地域のタクシーパトロールの実施  
事件等発生時のドライブレコーダー映像提供  
防災レポートタクシー